

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和3年3月22日（月）
午後1時30分～午後2時23分
場 所：防災コミュニティセンター2階 205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員：小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者 富士川社会教育課長兼学校教育課長、川崎教育指導担当課長
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長
鈴木指導主事、櫻井学校教育課管理係長、西山社会教育課社会教育・
青少年係長

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。山田委員から欠席届が出されております。ただいまの出席者数は4名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和3年湯河原町教育委員会3月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、貴田委員、西山委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、まず非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。（1）議決事項 議案第61号 令和3年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定について、議案第62号 令和2年度湯河原町教育支援委員会（臨時）結果について、この2件につきましては、個人情報を含む案件でございます。議案第63号 湯河原町指導主事の任命について、議案第68号 教職員の人事についての2件につきましては、人事に関する案件でございます。（2）協議事項 協議第39号 教育長の営利企業等従事許可については個人情報を含む案件でございます。以上5件について、会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは、ご異議がないものと認め、この5件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

（1）令和3年2月教育委員会臨時会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。（1）令和3年2月教育委員会臨時会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 お手元の令和3年2月4日の議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和3年2月教育委員会臨時会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは、令和3年2月教育委員会臨時会議事録については、承認されました。

（2）令和3年2月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、（2）令和3年2月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 お手元の令和3年2月26日の議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和3年2月教育委員会定例会議事録については、承認

することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは、令和3年2月教育委員会定例会議事録については、承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第64号 湯河原町教育指導員の任命について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第64号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第64号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第64号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

・学校教育の指導充実及び振興を図るため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第64号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 湯河原町教育指導員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第65号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第65号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第65号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

・学校教育の指導充実及び振興を図るため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第65号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第66号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第66号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第66号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第66号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について
菅沼教育長 次に、議案第67号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について
を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第67号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第67号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱につ
いて 説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第67号
を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手
願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 湯河原町社会教育推進員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第69号 湯河原町社会教育推進員の任命についてを議題といた
します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第69号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第69号 湯河原町社会教育推進員の任命について 説明)

・町民の社会教育に対するニーズが多様化・高度化する中で、多くのニーズに応えら
れるような事業の展開が求められており、知識や経験が豊かで本業務の遂行に適する
と認められる

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第69号
を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手
願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第70号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたし
ます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第70号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第70号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・湯河原町青少年相談員設置要綱第2条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第70号
を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手
願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第71号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたし
ます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第71号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第71号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・湯河原町青少年相談員設置要綱第2条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

小松委員 このお二方の青少年相談員の方は、電話などで相談をお受けになっていると思うんですけども、年間にどのくらいの相談があつて、どういう対応をされているのか、きょうすぐにはなくてもいいんですが、機会がありましたら、教えていただきたいと思います。

西山社会教育・青少年係長 令和2年度分はまだ取りまとめていないんですが、令和元年度の実績としましては、相談件数の総数は7件でございました。

菅沼教育長 通常の業務もお教えしてください。

西山社会教育・青少年係長 青少年相談員の日常の業務といたしまして、継続している相談者宅への訪問、町内のパトロール等が主なものでございます。その他、学校やいじめ問題対策会議などへも出席されております。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第71号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第72号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第72号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第72号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)
・湯河原町生涯学習推進員設置要綱第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第72号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第73号 湯河原町立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。

大滝図書館長 議案第73号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第73号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について 説明)

・図書館法第15条及び湯河原町立図書館条例第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第73号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第38号 教育長の営利企業等従事許可について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第38号 教育長の営利

企業等従事許可についてです。ご存知のとおり、本協議につきましては、私、教育長の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、この議事に参与することができないこととなっております。協議が終了するまで退席させていただきます。このため、教育長職務代理の小松委員に議事進行をお願いいたします。

小松委員 それでは、改めまして、協議第38号 教育長の営利企業等従事許可についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第38号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第38号 教育長の営利企業等従事許可について 説明)

・有限会社コミュニティサービス取締役就任に関するもの

小松委員 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

小松委員 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第38号について挙手により採決いたします。協議第38号について、許可することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

小松委員 全員賛成。よって、許可申請書のとおり決定いたしました。教育長の入室を求めます。

協議第40号 令和3年度「湯河原町人権教育月間」について

菅沼教育長 それでは、議事進行に戻らせていただきます。協議第40号 令和3年度「湯河原町人権教育月間について」を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

川崎教育指導担当課長 協議第40号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第40号 令和3年度「湯河原町人権教育月間」について 説明)

・人権にかかわる講話、集会、道徳で扱う、保護者への理解と啓発

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。湯河原町では、毎年4月を独自の人権教育月間として、今後も継続していくということでございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第40号について挙手により採決いたします。協議第40号について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第41号 令和3年度湯河原町教育委員会研修等事業計画(案)について

菅沼教育長 協議第41号 令和3年度湯河原町教育委員会研修等事業計画に(案)について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

川崎教育指導担当課長 協議第41号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第41号 令和3年度湯河原町教育委員会研修等事業計画(案)について 説明)

・研修事業、会議・協議会 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第41号について挙手により採決いたします。協議第41号について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第42号 令和3年度校外体験学習推進事業(案)について
菅沼教育長 次に、協議第42号 令和3年度校外体験学習推進事業(案)について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 協議第42号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第42号 令和3年度湯河原町校外体験学習推進事業(案)について 説明)

・子どもふれあい農園(茶摘み体験)

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第42号について挙手により採決いたします。協議第42号について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第43号 令和3年度社会教育課事業計画(案)について

菅沼教育長 次に、協議第43号 令和3年度社会教育課事業計画(案)について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

富士川社会教育課長兼学校教育課長 協議第43号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第43号 令和3年度社会教育課事業計画(案)について 説明)

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。令和3年度は、感染対策をとって実施したいと考えております。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第43号について挙手により採決いたします。協議第43号について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第44号 令和3年度図書館事業計画(案)について

菅沼教育長 協議第44号 令和3年度図書館事業計画(案)について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

大滝図書館長 協議第44号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第44号 令和3年度図書館事業計画(案)について 説明)

・子ども対象事業、講座・講演会等 など

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第44号について挙手により採決いたします。協議第44号について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第45号 令和3年度町立湯河原美術館事業計画(案)について

菅沼教育長 次に、協議第45号 令和3年度町立湯河原美術館事業計画(案)について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第45号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第45号 令和3年度町立湯河原美術館事業計画(案)について 説明)

・展覧会、アトリエ公開事業、小・中学校との連携事業 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第45号について挙手により採決いたします。協議第45号について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

(3) 報告事項

ア 令和3年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて

菅沼教育長 次に、(3)報告事項に入らせていただきます。ア 令和3年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて、事務局から報告をお願いします。

櫻井管理係長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和3年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて 報告)

・委嘱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

菅沼教育長 報告が終わりました。令和2年8月から、湯河原町のICT教育推進アドバイザーをしていただいております。機種選定、仕様書の作成、学校の管理職員への研修、情報教育担当教員への研修をしていただいで、適切なお指導・ご協議をいただいでしております。令和3年度につきましても、各学校の求めに応じて、先生の日程があえばお願いしたいと思っております。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

イ 令和2年度人権教育に係る年間教育の取り組み状況について

菅沼教育長 次に、イ 令和2年度人権教育に係る年間教育の取り組み状況について、事務局から報告をお願いします。

川崎教育指導担当課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和2年度人権教育に係る年間教育の取り組み状況について 説明)

・Ⅱ期について説明

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

ウ 令和3年度湯河原町民大学について

菅沼教育長 次に、ウ 令和3年度湯河原町民大学について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長兼学校教育課長 先ほどの年間事業計画の中にもございましたが、3月8日に実行委員会を開催し、緊急事態宣言が延長されたばかりでしたので、まだ様子を見た方がいいのではないかなというようなお意見でした。4月後半に実行委員会を開催し、いつから開催するか協議をさせていただくという状況になっております。すぐに始められるものなのかどうか、また講師についても、再度見直しをするのかなどを審議するという状況でございます。

菅沼教育長 2月の定例会の際にも、委員の皆様にご意見をお伺いしました。また、定例会以外にもお電話をさせていただき、ご意見をお聞きしました。事務局としましては、令和3年度は開催したいという意向を進めさせていただいております。

しかしながら、3月上旬に終わる予定だった緊急事態宣言が延長され、ワクチン接種が遅れるのではないかなど様々なことから、対策を講じていても、何かあってはいけないということで、もう少し様子を見させていただき、もう一度判断をしようということでございます。長い歴史のある町民大学を2年連続で実施しないということになりますと、受講される方のコミュニティや講義をされる先生方と町民大学の連携などが途切れてしまう恐れがあると思われまますので、感染対策をした上で、ぜひやらせていただきたいと考えております。

西山委員 私は前回、何とか町民大学をやってほしいということをお申し上げさせていただきました。ただいまのご説明のように、非常に厳しい状況の中で、前向きに実施する

ように進めていただいているということで、満足しております。4月、5月からでなくても結構ですので、何とか今回は実施できるような形で、お願いしたいと思っております。

菅沼教育長 実行委員会の中でも、開催したいというのは一致した意見なんですが、その中で安全の確保ということで、もう少し待とうということです。

(4) その他

菅沼教育長 (4) その他に入ります。委員の皆さんから何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 以上で、本日の秘密会を除く日程は、すべて終了いたしました。ありがとうございました。

※ ここから秘密会